

## 川口市興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場（法第1条第1項に規定する興行場をいう。以下同じ。）の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準を定めるものとする。

(設置の場所の基準)

**第2条** 法第2条第2項の規定により条例で定める興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が良好な場所、防湿上有効な措置が講じられている場所等入場者の衛生に支障を来すおそれのない場所とする。

(構造設備の基準)

**第3条** 法第2条第2項の規定により条例で定める興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。ただし、野球場、競技場その他屋外で興行を行う常設の興行場、一時的に施設を仮設して興行を行う興行場又は学校、公民館その他興行以外の目的で設置された施設を使用して臨時的に興行を行う興行場であつて、市長が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、この基準の一部を適用しないことができる。

### (1) 観覧場

- ア 舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。
- イ 入場者の移動並びに清掃及び消毒が容易にできる構造であること。
- ウ 適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。
- エ 入場定員数に応じた適当な数及び広さの出入口を有すること。
- オ 観覧場の汚染された空気の排除並びに温度及び湿度の調整を行うための適正な機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。

### (2) 便所

- ア 男女別に区画されていること。
- イ 男子用大便器は収容定員200人につき1個以上、男子用小便器は収容定員100人につき1個以上、女子用便器は収容定員100人につき1個以上設けられていること。
- ウ 便器は、陶磁器等の不浸透性の材料で造られていること。
- エ 便所は、水洗式であること。ただし、施設の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合は、この限りでない。

オ 流水式の手洗い設備が設けられていること。

カ 防虫及び防臭のための設備が設けられていること。

(3) その他

ア 観覧場、廊下、階段、便所等には、適当な照度を有する照明設備が設けられていること。

イ 観覧場、売店、食堂、便所等の床面は、コンクリート等で覆うなど防湿可能な構造であること。

ウ 売店等の付近には、適当な数の流水式手洗い設備が設けられていること。

エ 興行場内には、適当な数のくず入れが備えられていること。

(衛生に必要な措置の基準)

**第4条** 法第3条第2項の規定により条例で定める衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気

ア 機械換気設備及び空気調和設備は、常にその機能を有効に保ち、かつ、有効に作動させること。

イ 観覧場における空気環境は、次のとおりとすること。

(ア) 炭酸ガス濃度 0.15パーセント以下

(イ) 浮遊粉じん量 1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下

(2) 照明

ア 照明設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。

イ 入場者が利用する場所においては、照度20ルクス以上とすること。ただし、演技又は映写中のため特に照度を下げる必要がある場合においては、床面において照度0.2ルクス以上とすること。

(3) 防湿 排水設備等の機能を有効に保ち、防湿に努めること。

(4) 清潔 観覧場、売店、食堂、便所等は、毎日清掃するなど、常に清潔で衛生的に保つこと。

(5) その他の衛生上の措置

ア 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあつては、この限りでない。

イ 衛生に関する業務に係る責任者を定めておくこと。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において興行場法施行条例（昭和59年埼玉県条例第30号）附則第2項の規定の適用を受けていた興行場であつて、施行日以後引き続き第3条の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。